

今年は租税回避と向き合う年に

最近、マスコミで、「租税回避」という言葉を耳にすることが多くなりました。前回この欄で、歯医者と弁護士の話をしてしまいましたが、今回は大企業の話です。

租税回避というのは、「合法的な私法上の取引を複雑に組み合わせ、税負担の軽減や排除を図る行為」で、「違法である脱税と、合法である節税の中間に位置するグレーな行為」です。このような行為や取引については、法律の根拠がある場合、その税効果を否認できることになっています。例えば同族会社の行為計算や組織再編行為の否認規定で、法人税法では個別否認規定と呼ばれています。

ところが現在、2つの問題が生じています。ひとつは、法律の文言が、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合」となっており、どのような場合が不当なのかを巡って、裁判所の判決が必ずしも統一されていないという問題です。このことが、経済取引の予見可能性や法的安定性を大きく低下させています。

もう一つは、同族会社や組織再編の行為の場合には、それぞれ法律の根拠があるので該当すれば対応が可能ですが、同族会社以外の場合などには、憲法の要請からくる租税法主義という原則の下で、否認することができません。しかし最高裁は、りそな銀行事件で、法律の根拠がなくても否認できる前例を作りました。これが憲法との関係で問題になっています。

昨年大きな話題となったソフトバンクグループ(SBG)の例を取り上げてみましょう。SBGは、子会社アームHDが保有する「アーム・リミテッド」(平成28年に3兆3千億円で買収した英半導体開発会社)の株式の約75%を、配当として取得しました。次に、その結果、企業価値が大きく減価したアームHDの株式を、同じくSBGの子会社である「ソフトバンク・ビジョン・ファンド」に譲渡しました。この取引の結果、SBGは、受け取った配当は法人間配当として非課税になる一方で、株式譲渡による多額の損失(譲渡損)が生

じ、これを損金計上しました。一連の取引に違法なものはありませんが、グループ全体としてみれば、実態は何も変わっていないにもかかわらず、「人為的に」損失を作り出され税負担が大幅に低下したわけです。

本来は、一連の取引に、税負担を低くすること以外の経済合理的な理由があつたかどうかが問われなければ否認されるべきでしょう。今年度税制改正で、この租税回避を閉じる法律改正が行われる予定ですが、SBGは先行者利益を受けたと言えます。

わが国を除くG7諸国は、このような租税回避行為に対して、適用要件を明確にした上で税効果を否認できる一般否認規定(GAAR)を導入し、包括的に対応できるようにしています。

米国では、グレーな取引について、もっぱら税負担を軽減するためではなく経済合理性があるものかどうかを主観的要件と客観的要件の2つの基準で判断します。欧州諸国は、取引が法律の趣旨・目

的に反しているかどうかという基準で対応しており、法の濫用アプローチと呼ばれるようです。

わが国にGAARが導入されない理由は、グレーな取引を行う日本企業がまだ多かったことがあげられます。また国税権限を強化すると、納税者の権利が抑制され経済活動が委縮するという懸念もありました。しかし、経済取引が国際化・複雑化する中で、SBGのような租税回避は広がりつつあります。きちんと納税している企業にとつては、競争条件の公平化の問題が生じますし、放置すれば「先をやった企業が得をする」という納税モラルの問題も生じます。今年も租税回避について議論する年にしたいものです。手始めは、租税回避スキーム利用者やそれを提供する会計士・税理士などのプロモーターに、スキームの報告を義務付ける義務的開示制度(MDR)の導入です。OECDが各国に導入を勧告し、英米などではすでに導入している制度で、ここから議論を始めていけばいいと思います。